



兵庫県では令和6年8月から電子契約を導入します

兵庫県では、**令和6年8月から電子契約サービスを導入**します。是非ご活用ください！

電子契約のメリット

メリット① 紙の契約文書の**印刷・発送、保管に関する時間を短縮**できます

メリット② 書面でやりとりしないため、**郵送コストや印紙税が不要**です

対象となる契約の種類

業務委託、工事請負、賃貸借、売買 等（※）

ただし、①法令等で書面しか認められていない契約、②保存期間が10年間を超える契約、

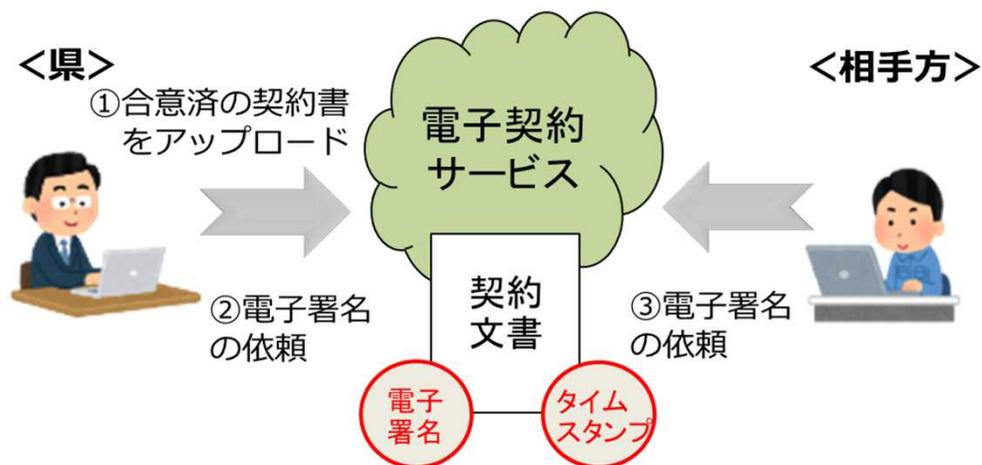
③自動更新の特約付きの契約 は対象外です。

※農林水産、土木及び建築部門における電子契約の導入時期等については、別途、お知らせします。



電子契約サービスとは

紙と押印による契約書の代わりに、クラウドサービス上の契約書データに電子署名とタイムスタンプを付すことで、契約締結するサービスです。これにより、**文書の改ざんを防止**できます。



導入する電子契約サービス：
「SMBCクラウドサイン」
(SMBCクラウドサイン株式会社)

詳細なご利用方法

- ▶ インターネットに接続できるパソコンがあれば、**専用のソフトや端末は不要**です
- ▶ 電子契約にかかる**費用負担は発生しません**(インターネット回線通信費用等を除く)
- ▶ その他、詳細なご利用方法は、[こちら](#)を参照ください

お問合せ

[クラウドサインヘルプセンター・チャットサポート](#) もしくは、
[SMBCクラウドサインお問い合わせフォーム](#) (ホームページ内の「お問い合わせ」をクリック) をご活用ください。

※ 電子契約の運用に関することは、契約の担当課までお問合せください。